

1 視聴覚教育機器・教材の借用手続き

予 約

当センターに電話で予約してください。

- ・ 貸出期間は、土日及び祝日を含めて7日以内とし、16ミリフィルムは5本以内とします。
- ・ 予約の際、次の点を明示してください。

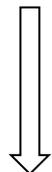


①所属・代表者名 ②希望日（借用日～返却日）③視聴覚機器名 ④視聴覚機材の種類と番号

**借用申請
貸 出**

借用の際は、巻末の「視聴覚教育機器・教材借用使用申請書兼報告書」のコピーを取り、必要事項を記入押印の上、提出してください。（借用当日の提出可）

- ・ 16ミリ映写機及びフィルムの場合は「16ミリ映画貸出許可証」を必ず提示してください。許可証がない場合は貸出できないことがあります。
- ・ 当センターの「16ミリ映写機操作講習会」（下記参照）を修了した方（または他の地域で取得し、証明するものがある方）に「16ミリ映画貸出許可証」を発行します。ただし、2年以上利用がない方は再受講をお願いします。



**報 告
返 却**

- ・ 借用時に「借用申請書兼報告書のコピー」をお渡ししますので、使用回数、人数等の記入欄に状況を記入し提出してください。
- ・ 16ミリ映画の場合は添付の「映画フィルム使用の記録」にも記入願います。
- ・ 使用して異常が生じた時は、「借用申請書兼報告書のコピー」に状況を記入の上、口頭でも報告してください。

2 16ミリ映写機操作講習会

- 16ミリ映画の利用促進を図るため、正しい機器の取扱いや活用法を学ぶ機会を提供し、「16ミリ映画貸出許可証」取得者を育成します。

(1) 受講対象 最上地域に在住または勤務する方（高校生以上）

(2) 開催日時

- ① 定期 年2～3回・・・開催日はお問い合わせください。
- ② 随時 職場や団体で申込みの場合（5名以上）

3 視聴覚機器一覧

<令和5年3月現在>

機 器	機 種	備 考
16ミリ映写機	No.1 CX-350 (ELMO)	クセノンランプ みぞかけしき
	No.2 EX-300SL (EIKI)	// //
	No.3 X-280F (HOKUSHIN)	// //
スクリーン	No.1・No.2 スタンド式 小型 (三脚)	150cm×150cm (2台)
	No.3 フロアタイプ 60インチ	150cm×180cm (1台)
	No.4 フロアタイプ 80インチ	180cm×210cm (1台)
	No.5 スタンド式 中型 (三脚)	180cm×180cm (1台)
	No.6 壁掛け式 (フック2ヶ所)	240cm×240cm (1台)
	No.7 // (// 4ヶ所)	400cm×300cm (1台)
	No.8 スタンド式 大型 (三脚)	180cm×240cm (1台)